

医療情報取得加算に係る院内掲示

当クリニックでは、オンライン資格システムを利用し、受診歴、薬剤情報、特定検診その他必要な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。令和6年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 提示有無に関わらず	1点
再診（3月に1回）	現行保険証・マイナ保険証 提示有無に関わらず	1点

令和7年4月1日現在

今村クリニック 院長 今村 勉